

平成二十六年三月二十七日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第十九号

栃木県手数料条例等の一部を改正する条例

(栃木県手数料条例の一部改正)

第一条 栃木県手数料条例(昭和三十一年栃木県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「別表第一の」の下に「五十五の二の項から五十五の四の項まで、」を加える。

別表第一の一の項及び二の項中「四百二十円」を「四百三十円」に改め、同表五十五の四の項の次に次のように加える。

<p>五十五の五 児童福祉法施行令第二十条の規定に基づく厚生労働省令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査</p>	<p>二千四百円</p>
------------------------------------------------------------------	--------------

別表第一の百二十五の項中「二千円」を「二千五十円」に、「四千七百元」を「四千八百三十円」に、「三千四百円」を「三千四百九十円」に、「につき千円」を「につき千二十円」に改め、同表百二十六の項の下欄の1中「(昭和二十二年法律第百六十四号)」を削り、「百分の百五」を「百分の百八」に改め、同欄の2中「百分の百五」を「百分の百八」に改め、同欄の3中「千二百八十円」を「千三百十円」に、「五千三百六十円」を「五千五百十円」に、「三千九百七十円」を「四千八十円」に、「八千四百八十円」を「八千七百二十円」に、「千四百九十円」を「千五百三十円」に、「一万七千五百円」を「一万七千五百円」に改め、同欄の4中「七千八百四十円」を「八千六十円」に、「三百七十円」を「三百八十円」に、「三千九百七十円」を「四千八十円」に、「千十円」を「千三十円」に、「一万二千五百円」を「一万二千八百円」に、「六百四十円」を「六百五十円」に、「二千八百九十円」を「二千九百七十円」に改め、同欄の5中「七千八百四十円」を「八千六十円」に、「一万六千六百円」を「一万七千円」に、「二千三百六十円」を「二千四百二十円」に改め、同欄の6中「一万八千三百円」を「一万八千八百円」に、「二千六百七十円」を「二千七百四十円」に、「八万二千八百円」を「八万五千五百円」に、「四千百八十円」を「四千二百九十円」に改め、同欄の7中「千十円」を「千三十円」に、「二千八百九十円」を「二千九百七十円」に、「千二百八十円」を「千三百十円」に、「六千三百三十円」を「六千五百十円」に、「三千九百七十円」を「四千八十円」に、「四千百八十円」を「四千二百九十円」に、「七千八百四十円」を「八千六十円」に改め、同欄の8中「三千九百七十円」を「四千八十円」に、「一万七千五百円」を「一万七千五百円」に改め、同欄の10中「千三百九十円」を「千四百二十円」に改め、同欄の11及び12中「六百九十円」を「七百円」に改め、同表二百六の項中「四千二百十円」を「三千五百八十円。抑留の期間が一日を超える場合は

その超える一日までことに六百十円を加算した金額」に改め、同表二百九十九の項の下欄の1中「九千五百五十円」を「九千八百二十円」に改め、同欄の2中「八千二百六十円」を「八千四百九十円」に、「六千八百七十円」を「七千六十円」に改め、同欄の3中「千九百二十円」を「千九百七十円」に改め、同欄の4中「三千五百四十円」を「三千六百四十円」に改め、同欄の5中「千二百八十円」を「千三百十円」に改め、同欄の6中「四千八百二十円」を「四千九百五十円」に、「三千四百三十円」を「三千五百二十円」に改め、同欄の7中「三千百円」を「三千百八十円」に改め、同欄の8中「一万四千元」を「一万四千四百円」に改め、同欄の9中「四百二十円」を「四百三十円」に改め、同表三百三の項中「一万六千五百円」を「一万七千九百円」に、「一万千円」を「一万九百円」に改め、同表三百二十七の項の下欄の1中「四千百八十円」を「四千二百九十円」に、「三百七十円」を「三百八十円」に、「五千七百元」を「七千六百六十円」に、「千八百九十円」を「五千九十円」に、「三千九百五十円」を「六千六百三十円」に、「千八百六十円」を「三千八百五十円」に、「八千四百七十円」を「八千七百十円」に、「五千六百二十円」を「五千七百八十円」に、「七千四百二十円」を「七千六百三十円」に、「四千五百七十円」を「四千七百円」に、「九千七百元」を「九千九百七十円」に、「六千八百五十円」を「七千四十円」に、「七千七百三十円」を「七千九百五十円」に、「四千八百八十円」を「五千十円」に、「三千三百三十円」を「三千四百二十円」に、「五百八十円」を「千五百七十円」に、「二千八百十円」を「二千八百九十円」に、「千七百六十円」を「千八百十円」に、「二万八百元」を「二万千三百円」に、「一万五千六百元」を「一万六千円」に、「七百六十円以上二万三千七百円以内」を「七百八十円以上二万四千三百円以内」に改め、同欄の2中「八百八十円」を「九百円」に改め、同欄の3中「二千五百七十円」を「二千六百四十円」に、「三千三百三十円」を「三千四百二十円」に改め、同欄の4中「千二百八十円」を「千三百十円」に、「六千三百三十円」を「六千五百十円」に改め、同欄の5中「千十円」を「千三十円」に、「千四百九十円」を「千五百三十円」に改め、同欄の6中「二千七百九十円」を「二千八百六十円」に、「九百四十円」を「九百六十円」に、「三千三百三十円」を「三千四百二十円」に、「三百七十円を」を「六百六十円を」に、「三百七十円以上五万七千八百円以内」を「三百八十円以上五万九千四百円以内」に改め、同欄の7中「二千五百七十円」を「二千六百四十円」に、「六千三百三十円」を「六千五百十円」に改め、同欄の8中「七百六十円」を「七百八十円」に、「二千五百七十円」を「二千六百四十円」に改め、同欄の9中「三千四百円」を「三千四百九十円」に改め、同欄の10中「一万八千九百円」を「一万九千四百円」に改め、同欄の11中「八百八十円」を「九百円」に、「六万四千三百円」を「六万六千五百円」に改め、同欄の12中「三千八百十円」を「三千九百十円」に、「二万七千七百円」を「二万二千三百円」に改め、同欄の13中「五百円」を「五百十円」に改め、同表三百二十八の項の下欄の1中「千三百九十円」を「千四百二十円」に、「千八百二十円」を「千八百七十円」に、「六百四十円」を「六百五十円」に、「三百七十円」を「三百八十円」に、「七百六十円」を「七百八十円」に改め、同欄の2中「四百六十円」を「四百七十

円」に改め、同欄の3中「二千三百円」を「二千八十円」に、「七百六十円」を「七百八十円」に改め、同欄の4中「三千四百円」を「三千四百九十円」に改め、同欄の5中「千八百二十円」を「千八百七十円」に、「三千四百三十円」を「三千五百二十円」に改め、同欄の6中「七百六十円」を「七百八十円」に、「四千六百十円」を「四千七百四十円」に改め、同欄の7中「五百円」を「五百十円」に改め、同表三百二十九の項の下欄の1中「二千八百十円」を「二千八百九十円」に、「千七百六十円」を「千八百十円」に、「二万八千円」を「二万三千三百円」に、「一万五千六百円」を「一万六千円」に、「千十円」を「千三十円」に、「三千九百九十円」を「四千百円」に改め、同欄の2中「八百八十円」を「九百円」に改め、同欄の3中「二千五百七十円」を「二千六百四十円」に、「三千三百三十円」を「三千四百二十円」に改め、同欄の4中「八百八十円」を「九百円」に、「千四百九十円」を「千五百三十円」に改め、同欄の5中「二千三十円」を「二千八十円」に改め、同欄の6中「二千四百六十円」を「二千五百三十円」に、「一万八千二百円」を「一万八千七百円」に改め、同欄の7中「三千四百円」を「三千四百九十円」に改め、同欄の8中「千三百九十円」を「千四百二十円」に、「六千六百六十円」を「六千八百五十円」に改め、同欄の9中「四千六百十円」を「四千七百四十円」に改め、同欄の10中「五百円」を「五百十円」に改め、同表三百三十の項の下欄の1中「千百八十円」を「千二百十円」に、「七百六十円」を「七百八十円」に、「二千五百七十円」を「二千六百四十円」に改め、同欄の2中「七百六十円」を「七百八十円」に、「五千百五十円」を「五千二百九十円」に、「千二百八十円」を「千三百十円」に改め、同欄の3中「六百四十円」を「六百五十円」に改め、同欄の4中「千百八十円」を「千二百十円」に、「三万二千百円」を「三万三千円」に改め、同欄の5中「七百六十円」を「七百八十円」に改め、同欄の6中「三千四百円」を「三千四百九十円」に改め、同欄の7中「五百円」を「五百十円」に改め、同表三百三十一の項中「五百円」を「五百十円」に、「四千六百十円」を「四千七百四十円」に、「二千三十円」を「二千八十円」に、「千四百九十円」を「千五百三十円」に、「三千四百円」を「三千四百九十円」に、「五千四百七十円」を「五千六百二十円」に改め、同表三百七十七の項中「五百三十円」を「五百四十円」に、「千百八十円」を「千二百十円」に、「七百六十円」を「七百八十円」に、「二千八百九十円」を「二千九百七十円」に改め、同表三百八十六の項及び三百八十七の項中「七千九百円」を「八千百二十円」に改め、同表四百十一の四の項中「二千八百円」を「二千九百円」に改め、同表四百十一の九の項の下欄の1から3までの規定中「五千九百三十円」を「六千九十円」に改め、同欄の4中「三万七千二百円」を「三万八千二百円」に改め、同欄の5中「二千百三十円」を「二千百九十円」に、「二千九百五十円」を「三千三十円」に、「四千百三十円」を「四千二百四十円」に改め、同欄の6中「三万四千百円」を「三万五千円」に改め、同欄の7中「二万七千六百円」を「二万八千三百円」に改め、同欄の8中「六千七百八十円」を「六千九百七十円」に改め、同欄の9中「六千九百円」を「七千九十円」に改め、同欄の10中「二千七百七十円」を「二千八百四十円」に改め、同欄の11中「五千四百七十円」を「五千六百二十円」に改め、同表四百二十二の二の項

中「四百二十五の二の項」を「四百二十五の三の項」に改め、同表中四百六十四の四の項を四百六十四の六の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>四百六十四の七 都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項又は第五十五条第一項の規定に基づく認定を受けていることの証明</p>	<p>一通につき四百二十円</p>
-----------------------------------------------------------------------	-------------------

別表第一の四百六十四の三の項の下欄の2の口中「十一万五千三百五十円」を「十一万八千五百六十円」に、「十四万三千七百円」を「十四万七千七百二十円」に、「十五万七千三百五十円」を「十六万七千七百六十円」に、「十九万九千三百五十円」を「二十万四千九百六十円」に、「三十三万七千九百五十円」を「三十四万七千五百二十円」に、「十六万六千八百円」を「十七万四千四百八十円」に、「二十二万二千四百五十円」を「二十二万八千七百二十円」に、「二十五万五千円」を「二十六万二千二百円」に、「三十三万六千九百円」を「三十四万六千四百四十円」に、「六十一万九千三百五十円」を「六十三万六千九百六十円」に改め、同項を同表四百六十四の五の項とし、同表四百六十四の二の項の次に次のように加える。

<p>四百六十四の三 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十七条第四項の規定に基づく特定建築物の建築等の計画の認定に伴う適合通知の申出に対する審査</p>	<p>次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>1 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ 床面積（建築物を建築する場合にあつては当該建築に係る部分の床面積、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合にあつては当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の二分の一。ロからリまでにおいて同じ。）の合計が三十平方メートル以内の場合 九千円</p> <p>ロ 床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内の場合 一万五千円</p> <p>ハ 床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以内の場合 二万三千元</p> <p>ニ 床面積の合計が二百平方メートルを超え五百平方メートル以内の場合 三万七千元</p> <p>ホ 床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内の場合 六万六千元</p> <p>ヘ 床面積の合計が千平方メートルを超え二</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

千平方メートル以内の場合 九万四千円
ト 床面積の合計が二千平方メートルを超え
一万平方メートル以内の場合 十九万円
チ 床面積の合計が一万平方メートルを超え
五万平方メートル以内の場合 三十一万円
リ 床面積の合計が五万平方メートルを超え
る場合 五十六万円

2 建築基準法第六条第五項の構造計算適合性
判定（以下この項及び次項において「構造計
算適合性判定」という。）を要する建築物に
該当する一の建築物（一の建築物の部分ごと
に構造計算適合性判定を要する場合に該当す
る場合にあつては、当該部分）ごとに次に掲
げる構造計算適合性判定の区分に応じ、それ
ぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合
算した金額

イ 建築基準法第二十条第二号イ又は第三号
イの構造計算が同条第二号イ又は第三号イ
に規定するプログラムにより適正に行われ
たものであるかどうかの構造計算適合性判
定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞ
れ次に定める金額

- (1) 床面積（構造計算適合性判定に係る部
分の床面積に限る。（2）から（5）まで及びロ
において同じ。）の合計が千平方メート
ル以内の場合 十一万八千五百六十円
- (2) 床面積の合計が千平方メートルを超え
二千平方メートル以内の場合 十四万七
千七百二十円
- (3) 床面積の合計が二千平方メートルを超
え一万平方メートル以内の場合 十六万
千七百六十円
- (4) 床面積の合計が一万平方メートルを超
え五万平方メートル以内の場合 二十万
四千九百六十円
- (5) 床面積の合計が五万平方メートルを超

	<p>える場合 三十四万七千五百二十円</p> <p>ロ イに掲げる構造計算適合性判定以外の構造計算適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 床面積の合計が千平方メートル以内の場合 十七万四千四百八十円</p> <p>(2) 床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合 二十二万八千七百二十円</p> <p>(3) 床面積の合計が二千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合 二十六万二千二百円</p> <p>(4) 床面積の合計が一万平方メートルを超え五万平方メートル以内の場合 三十四万六千四百四十円</p> <p>(5) 床面積の合計が五万平方メートルを超える場合 六十三万六千九百六十円</p> <p>3 建築基準法第八十七条の二に規定する建築設備が設置される建築物については、一の建築設備ごとに一万五千元（小荷物専用昇降機については、七千元）</p>
<p>四百六十四の四 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十八条第二項において準用する同法第十七条第四項の規定に基づき特定建築物の建築等の計画の変更の認定に伴う適合通知の申出に対する審査</p>	<p>次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>1 床面積（建築物の計画の変更に係る部分にあつては当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一、床面積の増加する部分にあつては当該増加する部分の床面積、建築物の計画を変更し、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合にあつては当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一）の合計に応じ、前項の下欄の1に規定する金額</p> <p>2 構造計算適合性判定を要する建築物に該当する建築物については、前項の下欄の2に規定する金額</p> <p>3 建築基準法第八十七条の二に規定する建築設備が設置される建築物については、当該建築設備の計画を変更した建築設備にあつては</p>

	当該変更に係る一の建築設備ごとに八千円 (小荷物専用昇降機については、六千円)、 新たに設置する建築設備にあつては前項の下 欄の3に規定する金額
--	-----------------------------------------------------------------------------------

別表第一の四百八十一の項の下欄の1の八中「六万二千百円」を「六万三千三百六十円」に、「十五万三千六百五十円」を「十五万七千四十円」に、「二十四万七千五十円」を「二十五万二千四百八十円」に、「四十九万三千七百五十円」を「五十万五千元」に、「八十八万八千九百円」を「九十万九千二百四十円」に、「百五十二万七千五百五十円」を「百五十六万二千四十円」に、「二百八十二万三千六百五十円」を「二百八十八万八千二百四十円」に、「四百三万六千六百円」を「四百十二万九千三百六十円」に改め、同欄の2の口中「十一万五千三百五十円」を「十一万八千五百六十円」に、「十四万三千七百円」を「十四万七千七百二十円」に、「十五万七千三百五十円」を「十六万七千七百六十円」に、「十九万九千三百五十円」を「二十万四千九百六十円」に、「三十三万七千九百五十円」を「三十四万七千五百二十円」に、「十六万六千八百円」を「十七万七千四百八十円」に、「三十二万二千四百五十円」を「二十二万八千七百二十円」に、「二十五万五千元」を「二十六万二千二百円」に、「三十三万六千九百円」を「三十四万六千四百四十円」に、「六十一万九千三百五十円」を「六十三万六千九百六十円」に改め、同表中四百八十一の五の項を四百八十一の六の項とし、四百八十一の四の項を四百八十一の五の項とし、四百八十一の三の項の次に次のように加える。

四百八十一の四 長期優良住宅の普及 の促進に関する法律第七条又は第八 条第一項の規定に基づく認定の通知 書その他の通知書に記載された事項 についての証明	一通につき四百二十円
------------------------------------------------------------------------------------------	------------

別表第二中三の五の項を三の六の項とし、三の四の項を三の五の項とし、三の三の項の次に次のように加える。

三の四 児童福祉法第十八条の九第一 項の規定により指定試験機関が行う 保育士試験の全部の免除	別表第一の五十五の五の項の下欄に掲げる金額
------------------------------------------------------	-----------------------

(栃木県保健所使用料条例の一部改正)

第二条 栃木県保健所使用料条例(昭和二十九年栃木県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

(栃木県青年の家設置、管理及び使用料条例の一部改正)

第三条 栃木県青年の家設置、管理及び使用料条例(昭和三十五年栃木県条例第五号)の一部を次のように改正する。

別表中「370円」を「380円」に、「760円」を「780円」に、「1,530円」を「1,570円」に改める。

(栃木県林業センター設置、管理及び使用料条例の一部改正)

第四条 栃木県林業センター設置、管理及び使用料条例(昭和三十八年栃木県条例第五号)の一部を次のように改正する。

別表中「820円」を「840円」に、「3,460円」を「3,550円」に改める。

(栃木県行政財産使用料条例の一部改正)

第五条 栃木県行政財産使用料条例(昭和三十九年栃木県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表中「 $\frac{105}{100}$ 」を「 $\frac{108}{100}$ 」に改め、同表備考第二項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(栃木県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第六条 栃木県病院事業の設置等に関する条例(昭和三十九年栃木県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表特別室利用料金(利用者の希望により利用する場合に限る。)の項中「15,000円」を「15,400円」に改め、同表がん検診料金の項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(栃木県精神保健福祉センター使用料条例の一部改正)

第七条 栃木県精神保健福祉センター使用料条例(昭和三十九年栃木県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

(栃木県立美術館条例の一部改正)

第八条 栃木県立美術館条例(昭和三十九年栃木県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「三千二百十円」を「三千三百円」に改める。

別表第二中「1,200円」を「1,230円」に、「1,000円」を「1,020円」に、「600円」を「610円」に、「500円」を「510円」に改める。

(栃木県立少年自然の家設置、管理及び使用料条例の一部改正)

第九条 栃木県立少年自然の家設置、管理及び使用料条例(昭和三十九年栃木県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

別表中「760円」を「780円」に、「1,530円」を「1,570円」に改める。

(栃木県都市公園条例の一部改正)

第十条 栃木県都市公園条例(昭和三十九年栃木県条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の1栃木県総合運動公園の部(1)運動施設の項了施設名及び一般利用料金の基準額又は一般使用料(陸上競技場等の表中「14,900円」を「15,300円」に、「20,300円」を「20,800円」に、「34,300円」を「35,200円」に、「1,920円」を「1,970円」に、「2,570円」を「2,640円」に、「3,970円」を「4,080円」に、「5,360円」を「5,510円」に、「6,870円」を「7,060円」に、「10,600円」を「10,900円」に、「2,790円」を「2,860円」に、「3,640円」を「3,740円」に、「6,120円」を「6,290円」に、「1,210円」を「1,240円」に、「1,530円」を「1,570円」に、「2,520円」を「2,590円」に、「3,000円」を「3,080円」に、「4,510円」を「4,630円」に、「7,080円」を「7,280円」に、「6,220円」を「6,390円」に、「1,490円」を「1,530円」に、「2,250円」を「2,310円」に、「3,540円」を「3,640円」に、「3,100円」を「3,180円」に改め、同項了特殊使用料の表中「100分の105」を「100分の108」に改め、同項備考5中「3,210円」を「3,300円」に、「1,490円」を「1,530円」に改め、同部(2)会議室の項の表中「3,100円」を「3,180円」に、「3,850円」を「3,960円」に、「6,660円」を「6,850円」に、「1,280円」を「1,310円」に、「1,490円」を「1,530円」に、「2,570円」を「2,640円」に改め、同部(3)附属設備の項了陸上競技場等の表中「630円」を「640円」に、「810円」を「830円」に、「1,400円」を「1,440円」に、「2,600円」を「2,670円」に、「2,800円」を「2,880円」に、「5,200円」を「5,340円」に、「720円」を「740円」に、「1,350円」を「1,380円」に改め、同項了テニスコート等の表中「1,400円」を「1,440円」に改め、同部(5)宿泊施設の項の表中「520円」を「530円」に、「1,060円」を「1,090円」に、「2,130円」を「2,190円」に改める。

別表第二の2公園施設を管理する場合の部の表中「3.15パーセント」を「3.24パーセント」に、「10.5パーセント」を「10.8パーセント」に改め、別表第二の4第三条第一項各号に掲げる行為をする場合の部の表中「760円」を「780円」に、「640円」を「650円」に、「7,620円」を「7,830円」に、「1,820円」を「1,870円」に改め、同表備考中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例の一部改正)

第十一条 栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例(昭和五十四年栃木県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表1射撃施設使用料の部(1)一般利用の場合の項中「500円」を「510円」に、「400円」を「410円」に、「2,890円」を「2,970円」に、「950円」を「970円」に、「3,540円」を「3,640円」に、「1,180円」を「1,210円」に改め、同部(2)専用利用の場合の項中「7,840円」を「8,060円」に、「12,800円」を「13,100円」に、「19,200円」を「19,700円」に、「23,100円」を「23,700円」に、「37,300円」を「38,300円」に、「56,700円」を「58,300円」に、「29,600円」を「30,400円」に、「46,300円」を「47,600円」に、「70,800円」を「72,800円」に改め、同表2移動標的使用料の部中「1,280円」を「1,310円」に、「640円」を「650円」に改める。

(栃木県産業会館設置、管理及び使用料条例の一部改正)

第十二条 栃木県産業会館設置、管理及び使用料条例（昭和五十六年栃木県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第十条（見出しを含む。）中「事務室等」を「事務室」に改める。

別表第一中「10,300円」を「10,500円」に、「4,930円」を「5,070円」に、「5,900円」を「6,060円」に、「14,600」を「15,000」に、「7,300」を「7,500」に、「8,690」を「8,930」に、「22,100」を「22,700」に、「11,500」を「11,800」に、「13,000」を「13,300」に、「3,540」を「3,640」に、「4,280」を「4,400」に改める。

別表第二中「事務所等」を「事務所」に、「3,000円」を「2,000円」に改める。

（栃木県立博物館条例の一部改正）

第十三条 栃木県立博物館条例（昭和五十七年栃木県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「三千二百十円」を「三千三百円」に改める。

別表第二中「1,200円」を「1,230円」に、「1,000円」を「1,020円」に、「600円」を「610円」に、「500円」を「510円」に改める。

（鬼怒工業用水道に係る工業用水の料金に関する条例の一部改正）

第十四条 鬼怒工業用水道に係る工業用水の料金に関する条例（昭和五十七年栃木県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

（栃木ヘリポート設置、管理及び使用料条例の一部改正）

第十五条 栃木ヘリポート設置、管理及び使用料条例（平成二年栃木県条例第五号）の一部を次のように改正する。

別表中「820円」を「840円」に、「1,290円」を「1,320円」に、「1,880円」を「1,930円」に、「1,370円」を「1,400円」に、「470円」を「480円」に、「950円」を「970円」に、「1,910円」を「1,960円」に、「3,820円」を「3,920円」に改める。

（栃木県総合教育センター条例の一部改正）

第十六条 栃木県総合教育センター条例（平成四年栃木県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表中「3,640」を「3,740」に、「520」を「530」に、「420」を「430」に、「640」を「650」に、「1,490」を「1,530」に、「1,390」を「1,420」に、「740」を「760」に、「950」を「970」に改める。

（栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部改正）

第十七条 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例（平成五年栃木県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表3 栃木県グリーンスタジアム使用料の部①運動施設の敷アメイニングラウンドの項中「10,600円」を「10,900円」に、「13,300円」を「13,600円」に、「16,000円」を「16,400円」に、「26,700円」を「27,400円」に、「33,600円」を「34,500円」に、「40,200円」を

「41,300円」を「267,000円」を「274,000円」を「336,000円」を「345,000円」を
 「402,000円」を「413,000円」に改め、同款ヤブダブの項中「5,470円」を「5,620
 円」を「6,870円」を「7,060円」を「8,260円」を「8,490円」を「13,700円」を
 「14,000円」を「17,100円」を「17,500円」を「20,600円」を「21,100円」を
 「137,000円」を「140,000円」を「171,000円」を「175,000円」を「206,000円」を
 「211,000円」に改め、同部④会議室の款中「1,710円」を「1,750円」を「950円」を
 「970円」を「850円」を「870円」を「1,650円」を「1,690円」に改める。

(とちぎ生きがいつくりセンター設置、管理及び使用料条例の一部改正)

第十八条 とちぎ生きがいつくりセンター設置、管理及び使用料条例(平成八年栃木県条例第
 一十九号)の一部を次のように改正する。

別表一とちぎ生きがいつくりセンターの項中「3,800円」を「3,900円」を「900円」を
 「920円」を「1,000円」を「1,020円」を「400円」を「410円」を

「	E	1,790円	」を
	F	820円	

「	E	1,840円	」に
	F	820円	

「700円」を「720円」を「1,600円」を「1,640円」に改め、同表のとちぎ生きがいつくり
 センター県南支所の項中「400円」を「410円」を「900円」を「920円」を「560
 円」を「570円」を

「	E	400円	」を
	F	820円	

「	E	410円	」に
	F	680円	

「1,400円」を「1,440円」に改め、同表のとちぎ生きがいつくりセンター県北支所の項中
 「700円」を「720円」を「390円」を「400円」を

「	E	570円	」を
	F	820円	

「	E	580円	」に
	F	410円	

「1,300円」を「1,330円」に改める。

(栃木県県営住宅条例の一部改正)

第十九条 栃木県県営住宅条例(平成九年栃木県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「五千円」を「五千四百円」に改める。

(栃木県流水占用料等徴収条例の一部改正)

第二十条 栃木県流水占用料等徴収条例(平成十二年栃木県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第四項中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

(栃木県警察関係手数料条例の一部改正)

第二十一条 栃木県警察関係手数料条例(平成十二年栃木県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表一の五の項中「一万九千円」を「二万円」に改める。

(栃木県二十一世紀林業創造の森設置、管理及び使用料条例の一部改正)

第二十二条 栃木県二十一世紀林業創造の森設置、管理及び使用料条例(平成十二年栃木県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第八条中「千百円」を「千百三十円」に改める。

(栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例の一部改正)

第二十三条 栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例(平成十四年栃木県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表1施設使用料の部(1)栃木県産業技術センターの項中「15,750円」を「16,200円」に、「21,000円」を「21,600円」に、「9,450円」を「9,720円」に、「1,080円」を「1,110円」に、「3,600円」を「3,700円」に、「1,450円」を「1,490円」に、「2,240円」を「2,300円」に改め、同表備考第一号中「5,250円」を「5,400円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(手数料の改定に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に申請、依頼等がなされている事務に係る栃木県手数料条例に規定する手数料については、なお従前の例による。

(使用料の改定に伴う経過措置)

3 施行日の前日から施行日にかけて栃木県青年の家設置、管理及び使用料条例、栃木県立少年自然の家設置、管理及び使用料条例、栃木県都市公園条例及び栃木県二十一世紀林業創造の森設置、管理及び使用料条例に規定する宿泊施設に宿泊する者の当該宿泊に係る使用料については、なお従前の例による。

4 施行日前に許可を受けて、栃木県林業センター設置、管理及び使用料条例、栃木県行政財産使用料条例、栃木県立美術館条例、栃木県都市公園条例、栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例、栃木県産業会館設置、管理及び使用料条例、栃木県立博物館条例、栃木へりポート設置、管理及び使用料条例、栃木県総合教育センター条例、栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例、とちぎ生きがいがづくりセンター設置、管理及び使用料条例、栃木県県営住宅条例及び栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例に規定する施設等

(前項の宿泊施設を除く。)を使用し、又は利用する者の当該使用又は利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(文書学事課)

栃木県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第二十号

栃木県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

栃木県交通安全対策会議条例(昭和四十五年栃木県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「指名される」を「知事が指名する」に、「八人」を「八人以内」に、「任命される」を「知事が任命する」に、「三人」を「三人以内とし、知事が必要と認めて任命する委員の定数は三人以内」に改め、同条第二項中「任命される」を「知事が任命する委員並びに知事が必要と認めて任命する」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(くらし安全安心課)

栃木県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第二十一号

栃木県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

栃木県社会福祉審議会条例(平成十二年栃木県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第二条から第七条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

(組織)

第二条 審議会は、委員十四人以内で組織する。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(保健福祉課)

栃木県介護保険審査会の公益代表委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第二十二号

栃木県介護保険審査会の公益代表委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例

栃木県介護保険審査会の公益代表委員の定数等を定める条例（平成十一年栃木県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第四条を削り、第三条を第四条とする。

第二条中「介護保険法（平成九年法律第百二十三号）」を「法」に改め、同条を第三条とする。

第一条中「栃木県介護保険審査会」を「介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第百八十五条第一項第三号に規定する栃木県介護保険審査会」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（合議体を構成する委員の定数）

第二条 法第百八十九条第三項に規定する合議体を構成する委員の定数は、三人とする。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（高齢対策課）

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第二十三号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第一条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

「第七章 共同生活介護

第一節 基本方針（第百二十五条）

目次中 第二節 人員に関する基準（第百二十六条・第百二十七条）を「第七章 削

第三節 設備に関する基準（第百二十八条）

第四節 運営に関する基準（第百二十九条―第百四十二条）」

「第四節 運営

第五節 外部

第一款 この

除」に、「第四節 運営に関する基準（第九十九条―第二百一条）」を

第二款 人員
第三款 設備
第四款 運営

に関する基準（第九十八条の二―第二百一条）

サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

節の趣旨及び基本方針（第二百一条の二・第二百一条の三）

に関する基準（第二百一条の四・第二百一条の五）

に関する基準（第二百一条の六）

に関する基準（第二百一条の七―第二百一条の十二）

に、「第十五章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第二百四条・第二百五条）」を「第十五章 削除」に改める。

第五条第二項中「肢体不自由者」の下に「又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者」を加え、「常時介護を要する障害者」を「常時介護を要するもの」に改める。

第八十一条第一項第二号イ中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

第一百一条第一項第一号中「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に改め、同項第二号中「第二百二十六条第一項に規定する指定共同生活介護事業者、」を削り、「又は第九十六条第一項」を「第九十六条第一項」に、「（以下「指定共同生活介護事業者等」を「又は第二百一条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に改め、同号イ中「第二百二十五条に規定する指定共同生活介護、」を削り、「又は第九十五条に規定する指定共同生活援助」を「第九十五条に規定する指定共同生活援助又は第二百一条の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」に、「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練（生活訓練）等」に、「指定共同生活介護事業所等（当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る指定共同生活介護事業所（第二百二十六条第一項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。）、」を「指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する当該指定に係る）」に、「又は指定共同生活援助事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「の利用者の数と併設事業所」を「又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（第二百一条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）の利用者の数と併設事業所」に、「当該指定共同生活介護事業所等」を「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第二項第二号中「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に改め、同号イ中「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練（生活訓練）等」に、「指定共同生活介護事業所等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第三項第一号中「第二百二十

六条第一項に規定する指定共同生活介護事業所」を削り、「指定共同生活援助事業所」の下に「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、同号イ中「第二百五条に規定する指定共同生活介護」を削り、「指定共同生活援助」の下に「第二百一条の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」を加える。

第二百二条中「第七条」を「第五十三条」に改める。

第一百十条第二号中「第二百二十六条第一項に規定する指定共同生活介護事業所又は」を削り、「指定共同生活援助事業所」の下に「又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、「共同生活住居（法第三十四条第一項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ）」を「共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という）」に改める。

第一百五十五条第一項中「及び第九十六条第一項に規定する指定共同生活援助事業者」を削る。

第一百二十条第三項中「共同生活介護」を「共同生活援助」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

第七章 削除

第七章第一節から第四節までの節名を削る。

第二百五十五条から第四百四十二条までを次のように改める。

第二百五十五条から第四百四十二条まで 削除

第五百五十八条の次に次の一条を加える。

（利用者負担額に係る管理）

第五百五十八条の二 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、当該利用者負担額合計額について、市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者を除く。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けた場合であつて、当該支給決定障害者の依頼を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、当該利用者負担額合計額について、市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

第六十条中「第二十二條、第二十四條」を「第二十二條」に、「まで、第三十二條」を「まで」に、「、第二十四條中「支給決定障害者等が」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者を除く。）が」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と及び、「第三十二條第一項中「支給決定障害者」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限り、）」と、同條第二項中「支給決定障害者」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者であつて、）」とを削る。

第七十二條中「第二十二條、第二十四條」を「第二十二條」に、「まで、第三十二條」を「まで」に、「及び第四十八條」を「、第四十八條及び第五十八條の二」に改め、「、第二十四條中「支給決定障害者等が」とあるのは「支給決定障害者（知事が定める者を除く。）が」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」とを削り、「第三十二條第一項中「支給決定障害者」とあるのは「支給決定障害者（知事が定める者に限り、）」と、同條第二項中「支給決定障害者」とあるのは「支給決定障害者（知事が定める者であつて、）」を「第五十八條の二第一項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る」とあるのは「知事が定める者に限る」と、同條第二項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者を除く」とあるのは「知事が定める者を除く」に改める。

第九十五條中「相談」の下に、「入浴、排せつ又は食事の介護」を加える。

第九十六條第一項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「十」を「六」に改め、同号の次に次の一号を加える。

- 二 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数の合計数以上
 - イ 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という。）第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数
 - ロ 区分省令第一条第五号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除した数
 - ハ 区分省令第一条第六号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除した数
 - ニ 区分省令第一条第七号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数

（管理者）

第九十七條 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

- 2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

(設備)

第九十八條 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又はこれと同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 指定共同生活援助事業所は、一以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であつて、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。）を除く。以下この項及び第四項から第六項までにおいて同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は、四人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4 共同生活住居は、その入居定員を二人以上十人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあつては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人（知事が特に必要があると認めるときは、三十人）以下とすることができる。

5 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつて、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を二人以上三十人以下とすることができる。ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員を超えてはならない。

6 共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

7 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。

8 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者のサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

二 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

9 サテライト型住居の設備の基準は、次のとおりとする。

一 入居定員は、一人とすること。

二 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。

三 居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

第十三章第四節中第九十九條の前に次の五條を加える。

(入退居)

第九十八條の二 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院